

# 特別支援教育關係資料

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

# 特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

## (※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。  
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

## (※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

## (※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

**0.67%**  
(約6万9千人)

減少傾向

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

**1.84%**  
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

**3.33%**  
(約34万人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症  
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)  
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

**0.82%**  
(約8万4千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒

6.5%程度の在籍率 ※

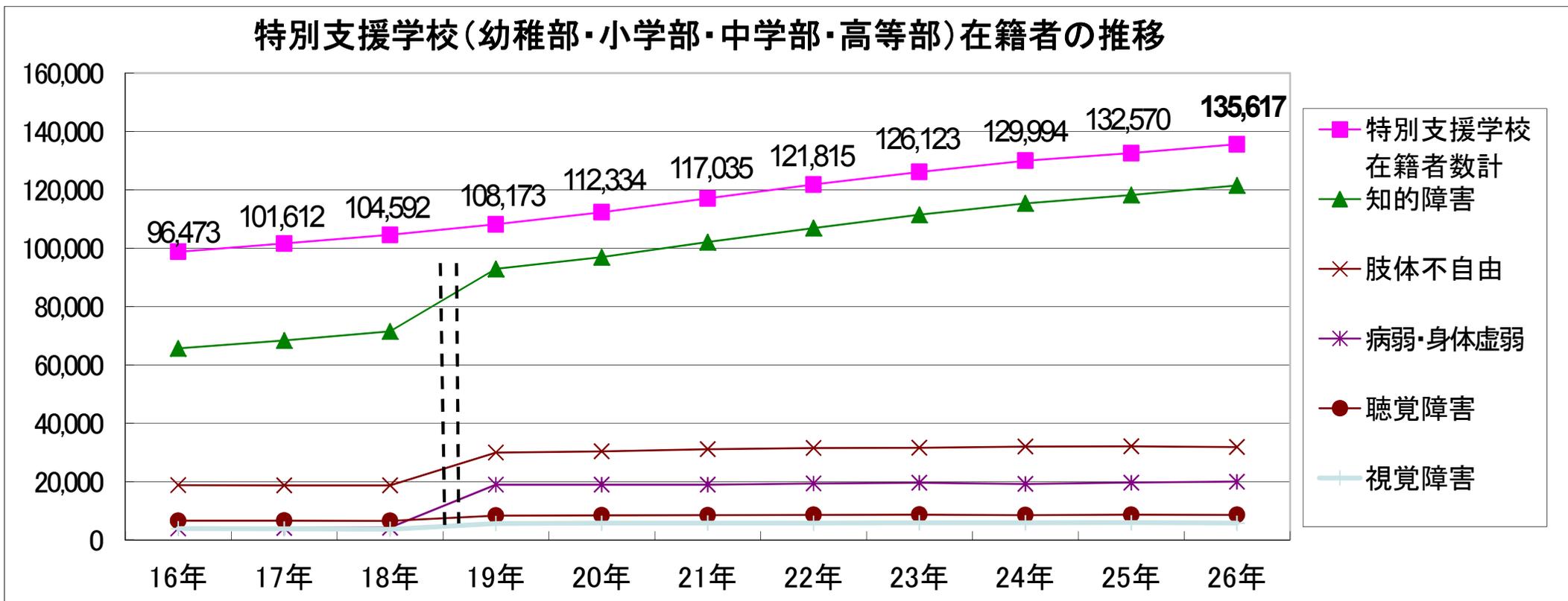
(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

# 特別支援学校の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

## 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



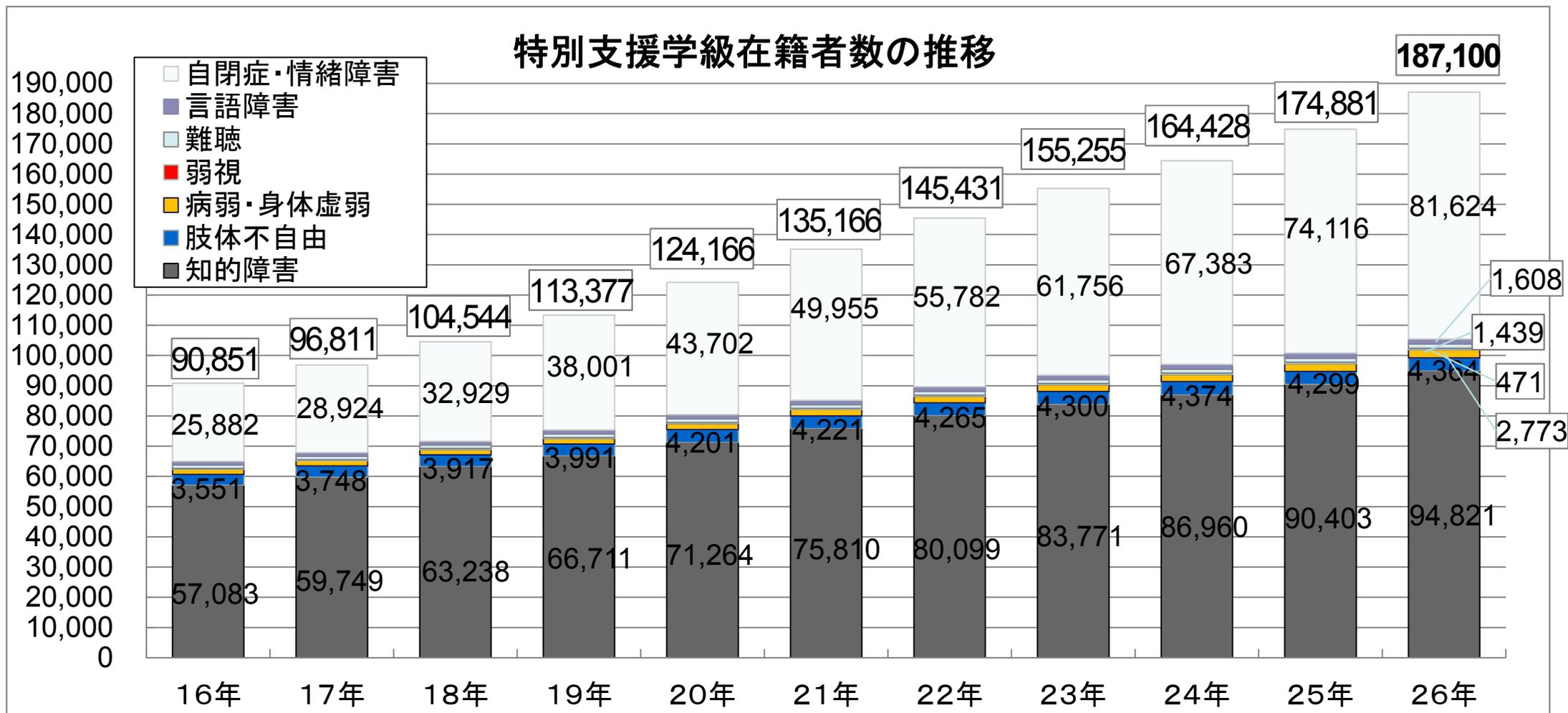
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

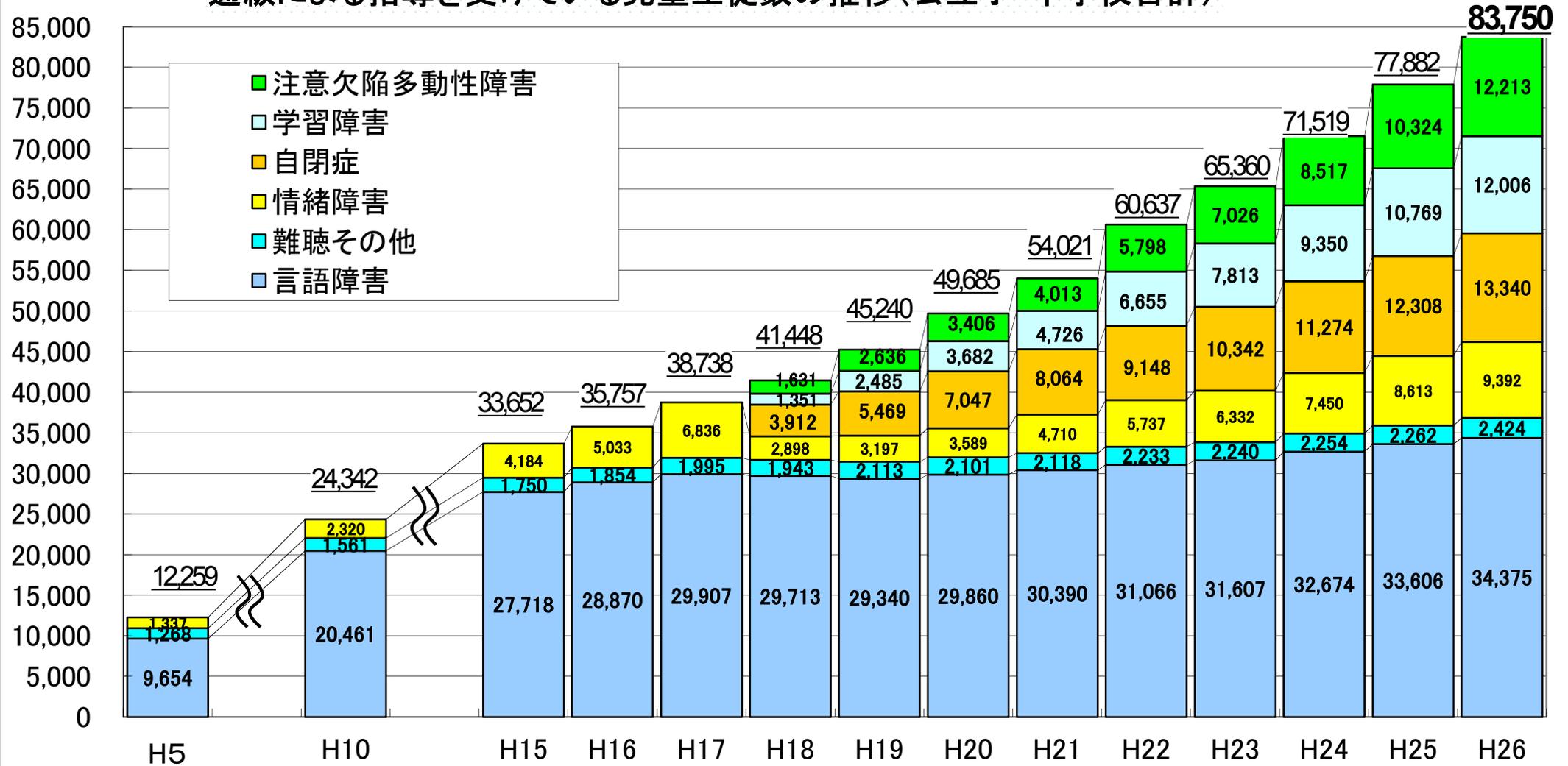


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

# 通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

# 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする

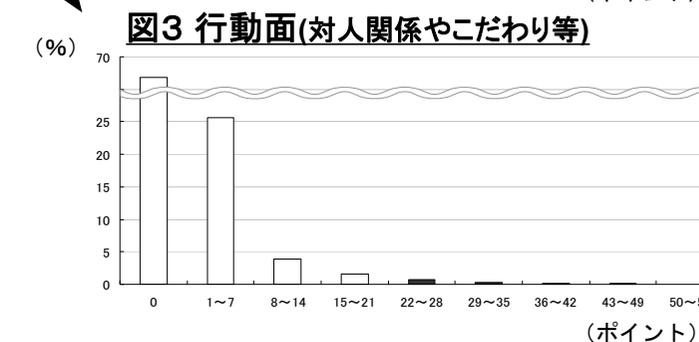
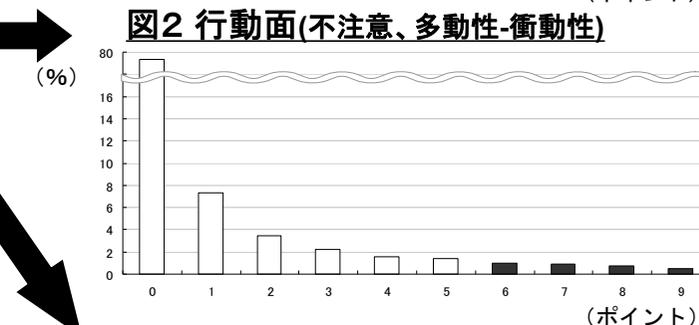
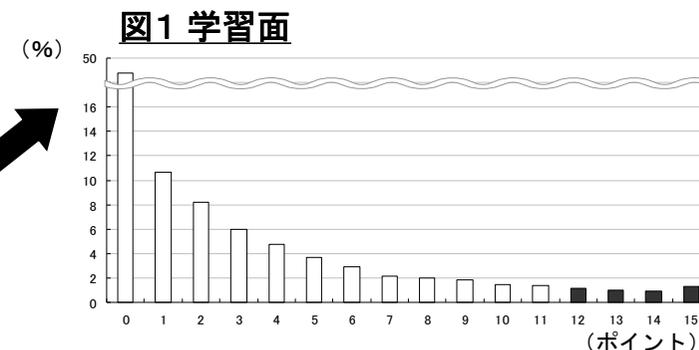
## 児童生徒に関する調査結果(概要)

平成24年12月公表(文部科学省調査)

複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
<b>学習面又は行動面で著しい困難を示す</b>	<b>6.5% (6.2%~6.8%)</b>
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%~3.9%)
B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)



※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数: 53,882人(小学校: 35,892人、中学校: 17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

# 主な発達障害の定義について

## 自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

## 注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義<Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

### 【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

### 【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

### 【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

－課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合－

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

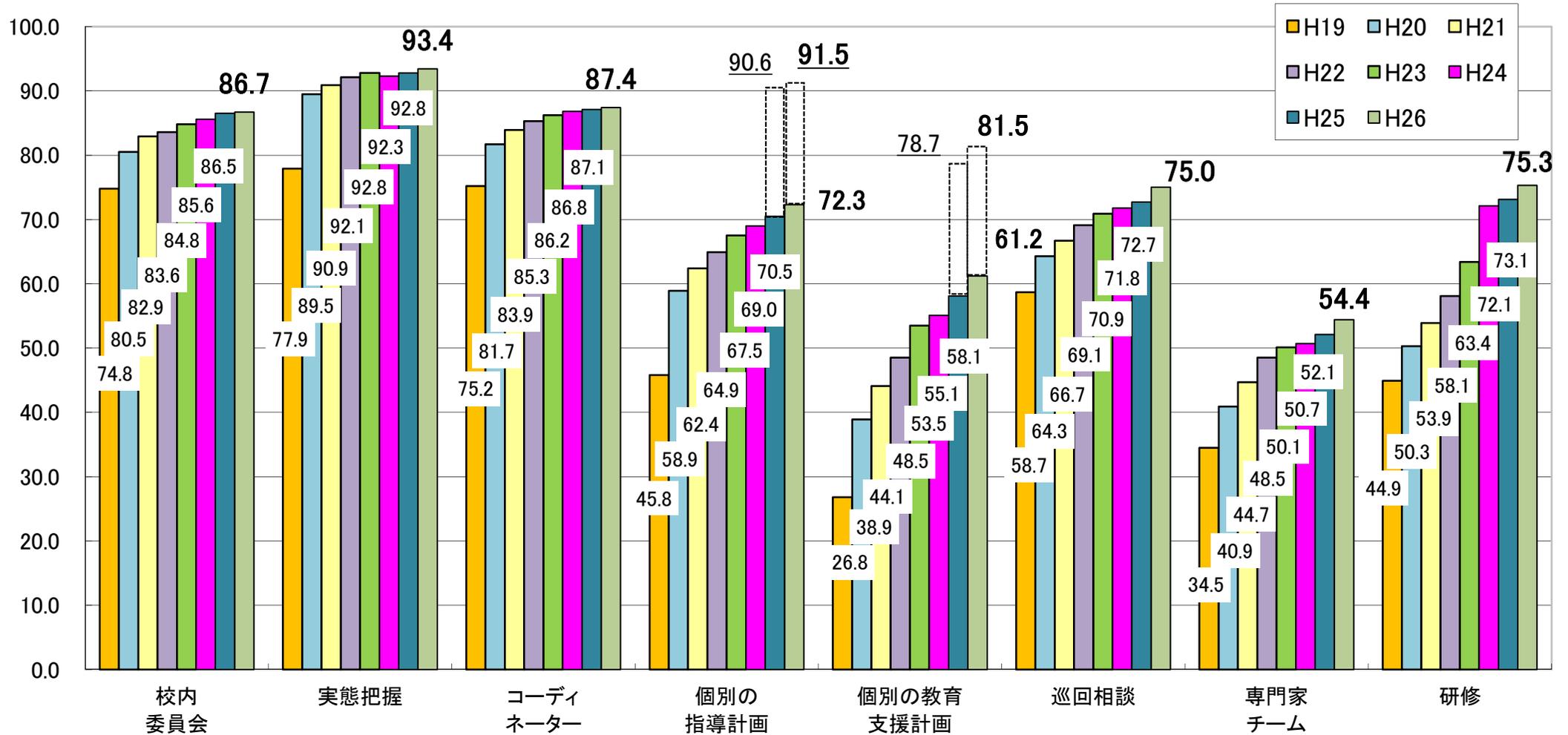
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

# 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

○全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～26年度)

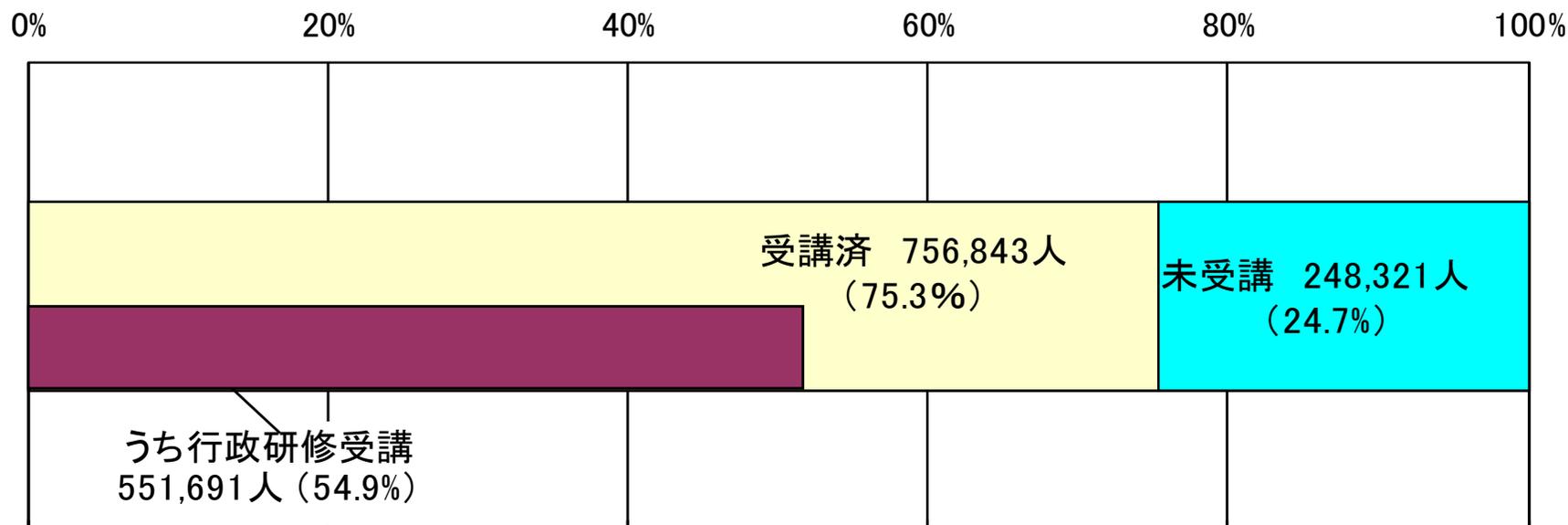


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

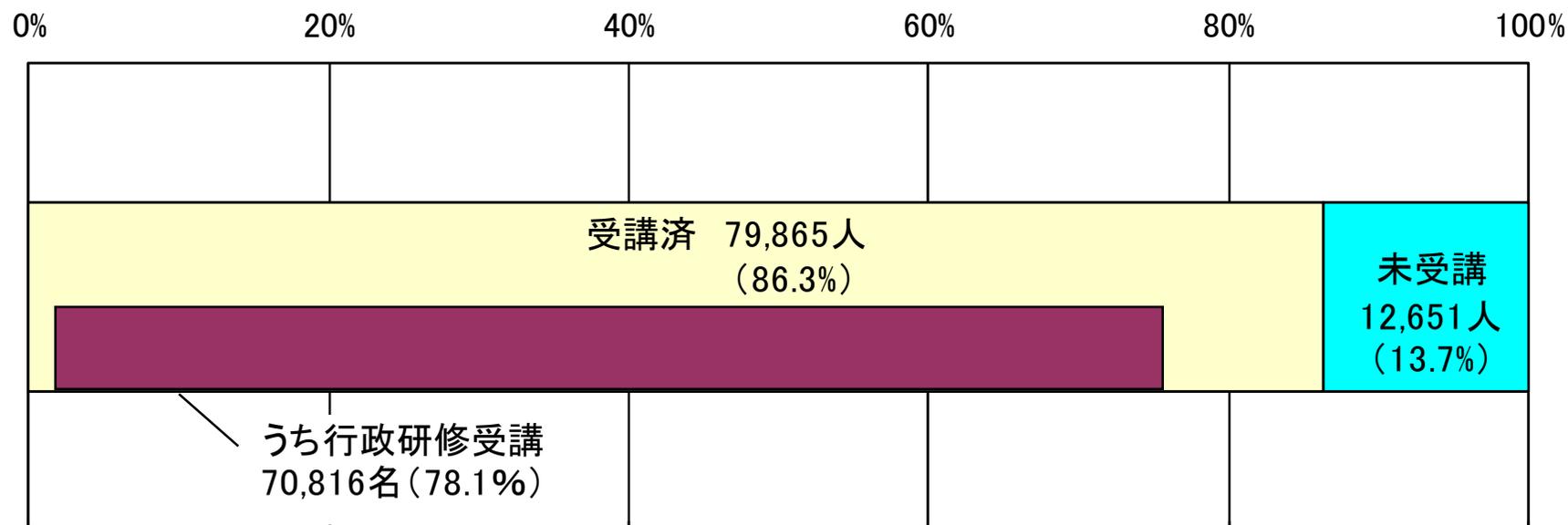
# 特別支援教育の現状

## ～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成25年9月1日現在)～

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成26年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成26年度)



# 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

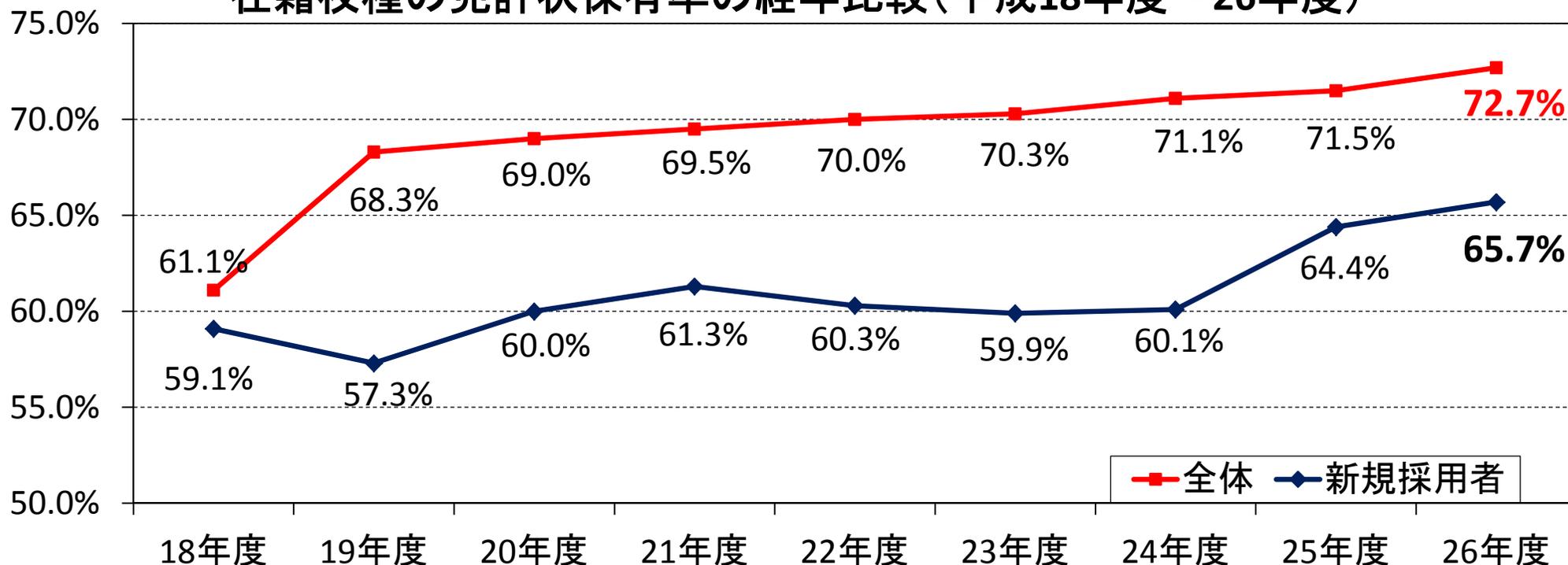
## (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

### 在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

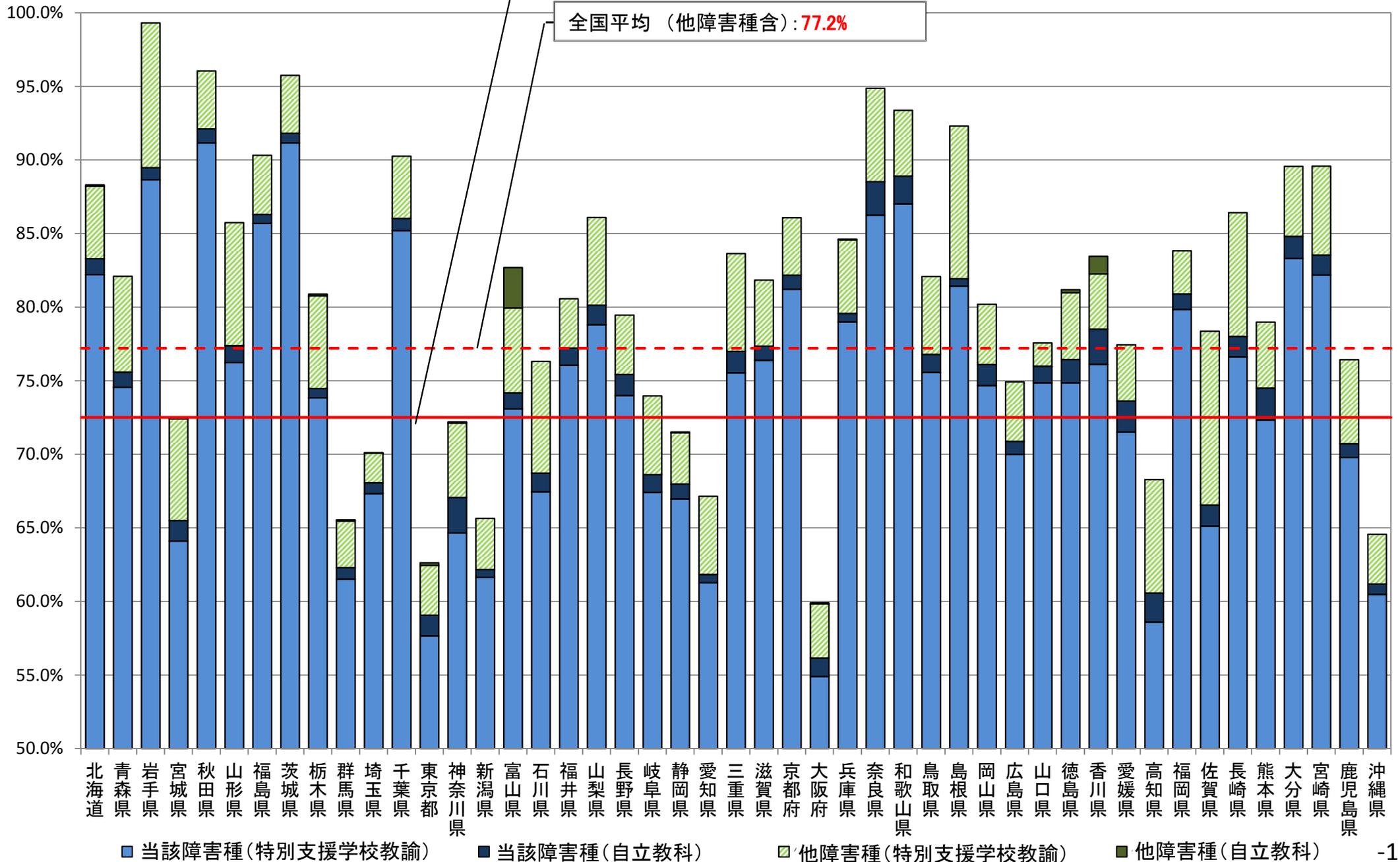
平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.5%(前年度同ポイント)

# 特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況

(平成26年5月1日現在)

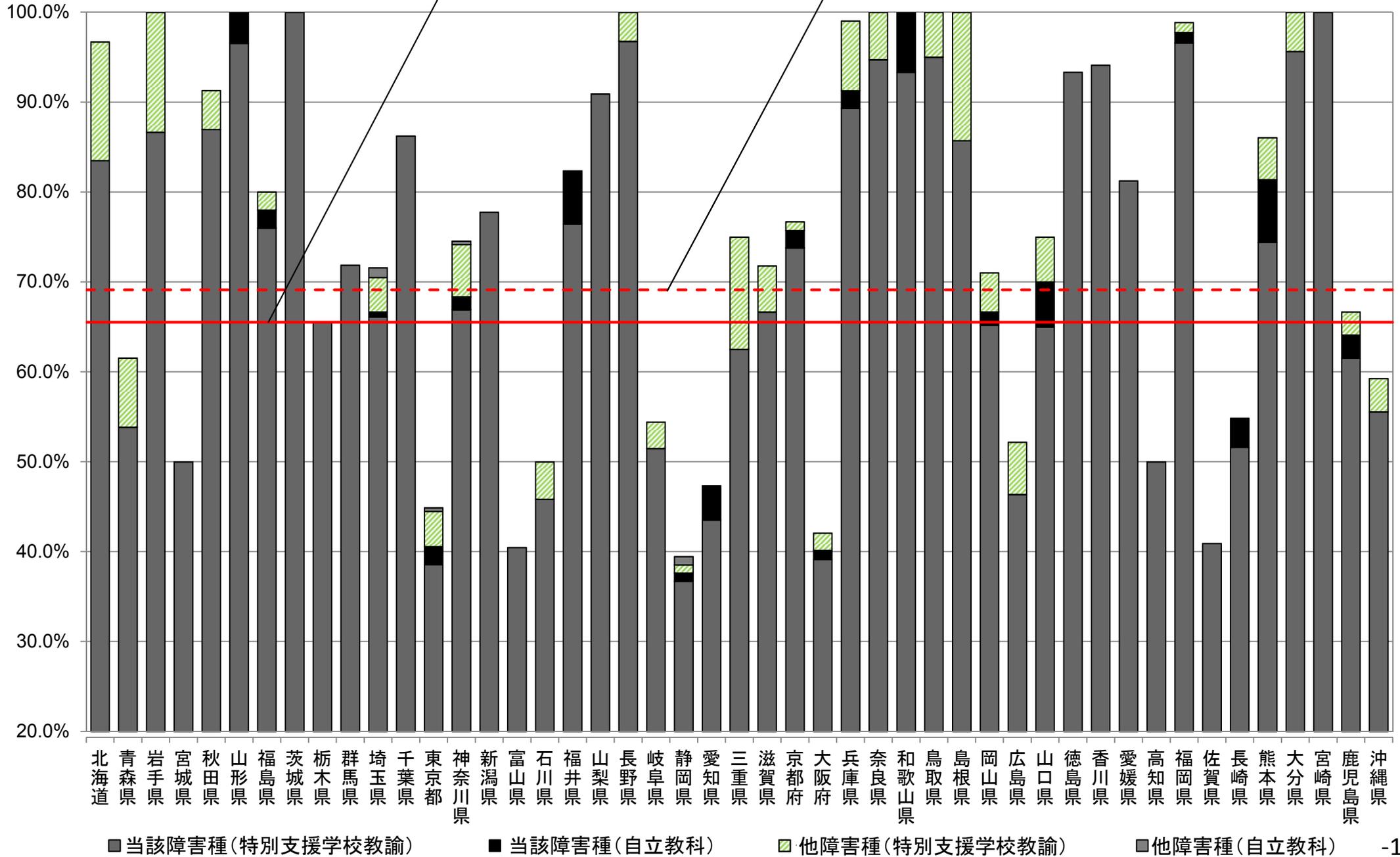
## ◆ 特別支援学校教員全体



# 特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況

(平成26年5月1日現在)

## ◆ 新規採用教員



# 特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

- ・就職者の割合28.4%(H16 20.4%)、施設・医療機関の割合64.2%(H16 55.9%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成26年3月卒業者)

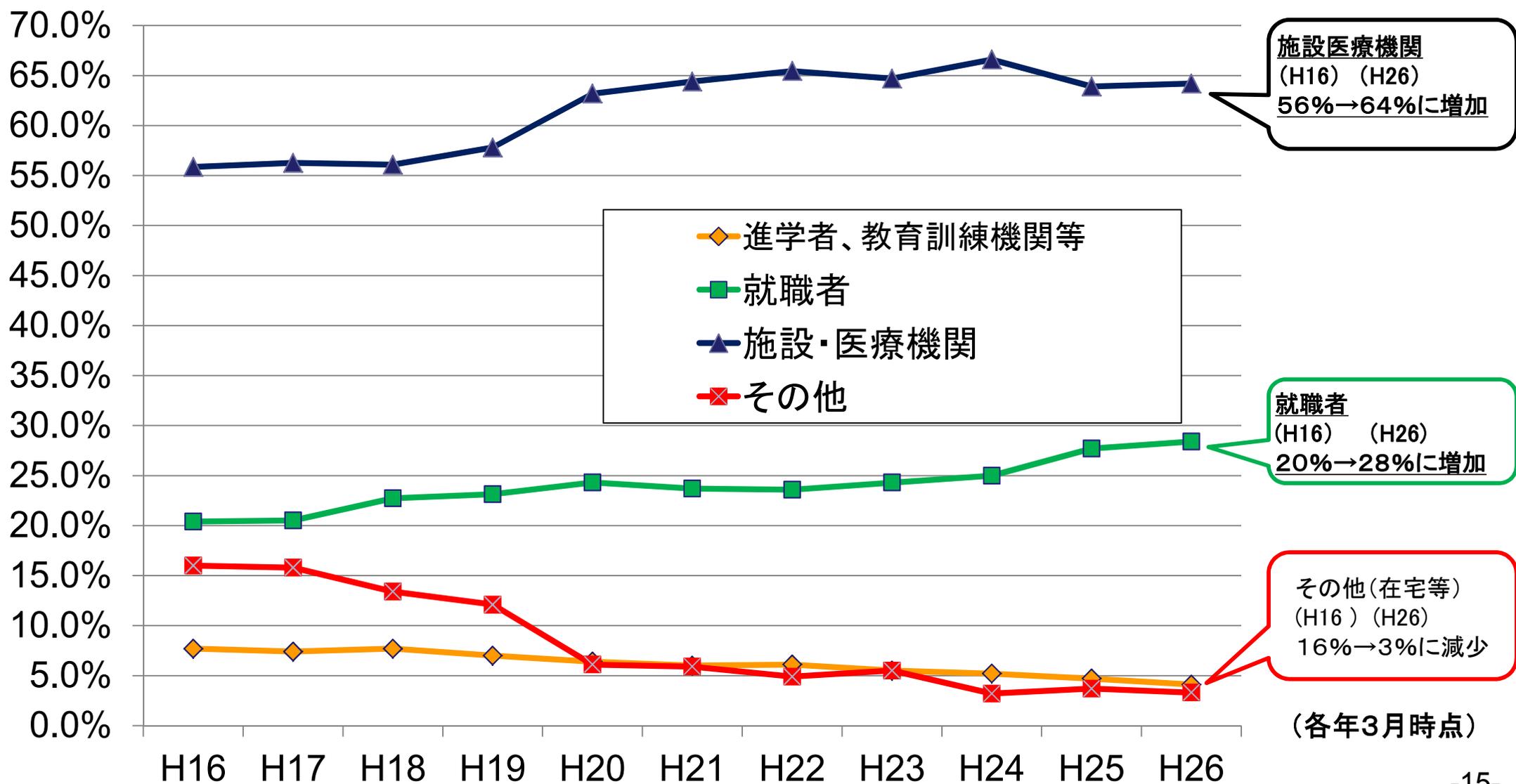
区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	19,576	418 (2.1%)	381 (1.9%)	5,557 (28.4%)	12,565 (64.2%)	655 (3.3%)
視覚障害	352	99 (28.1%)	10 (2.8%)	62 (17.6%)	148 (42.0%)	33 (9.4%)
聴覚障害	440	177 (40.2%)	25 (5.7%)	159 (36.1%)	65 (14.8%)	14 (3.2%)
知的障害	16,566	70 (0.4%)	259 (1.6%)	5,145 (31.1%)	10,636 (64.2%)	456 (2.8%)
肢体不自由	1,790	42 (2.3%)	51 (2.8%)	116 (6.5%)	1,480 (82.7%)	101 (5.6%)
病弱・身体虚弱	428	30 (7.0%)	36 (8.4%)	75 (17.5%)	236 (55.1%)	51 (11.9%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

# 特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

平成26年3月卒業生

区分	卒業生	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	19,576人	418人 (2.1%)	381人 (1.9%)	5,557人 (28.4%)	12,565人 (64.2%)	655人 (3.3%)



# 特別支援教育の現状

## 平成25年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する配慮の件数※2（文部科学省調査）

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容																		合計	平成24年度との比較	
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	ヒアリング試験での配慮・免除	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置の配慮を除く）	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用	薬服用、インシュリン注射等の配慮	介助者等の同席（口述筆記、問題文の読み上げを除く）	保護者等の別室待機			その他
PDD※3	5		1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1		1	2	10	3	17	122	+51
LD※3	5		2					2		6		10		2					4	31	+22
ADHD※3	3									2	1	7			1		1		3	18	+5
視覚障害	47						1	2	1	16	17	39	5	2	43			2	8	183	-20
聴覚障害				1	2	12	54	148	48	5	289	150			135		1		43	888	+109
知的障害		8	1	17	14	3	3	1		2		26	1		4	3	21	3	13	120	-92
肢体不自由	21	4		2	2	5		14	1	41	36	99	46	6	79	3	21	33	53	466	+91
病弱・ 身体虚弱	1	2		2	8	9	1			1	19	152	10	2	27	44	4	25	28	335	+59
言語障害					3	2	6	1		10		8							4	34	+17
情緒障害			1		6	2	11	1		1	3	32	2			1		2	8	70	+27
その他	17	1		1	8	4	11	3	1	24	21	124	12	5	32	21	9	17	52	363	+89
障害種不明	1		1		1		1			2	3	12			1			3	5	30	+2
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	112	392	698	77	17	323	74	67	88	238	2660	+360

\*1 「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認めたとを含む。

\*2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

\*3 PDD（自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害）、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）については、医師等の診断の有無は問わない。

# 障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成27年度予算額145億円（平成26年度予算額131億円）

就学前

（早期支援）

## ○早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円（335百万円）

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。  
40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置



（教職員の専門性向上）

## ○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 292百万円（14百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。

- ◆指導者養成講習会等の実施（拡充） 15箇所→27箇所 ◆免許状取得促進セミナーの開催（新規） 6箇所
- ◆ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備（新規）（特総研）



学校教育

（発達障害にかかる支援）

## ○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円（586百万円）

### ◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 71百万円

発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の1つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実等を図る。 15箇所

- ◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
- ◆発達障害理解推進拠点事業 30箇所 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 7大学



（インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進）

## ○インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 831百万円（989百万円）

### ◆【新規】学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進 147百万円

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所

- ◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 ◆特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 ◆看護師配置事業等



自立と社会参加

（学習上の支援及び教材の開発）

## ○学習上の支援機器等教材活用促進事業 497百万円（584百万円）

- ◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業
- ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



（高等学校段階における支援）

## ○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 388百万円（449百万円）

- ◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置
- ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



（就学の支援）

## ○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 11,583百万円（10,151百万円）

- 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。
- ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直しの学年進行対応）

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 100人

※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率：1/3等

# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始  
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始  
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

(参考)平成26年度特別支援教育関係予算等  
 ～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員地方財政措置・活用人数の推移

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

(人)

# (参考)平成26年度特別支援教育関係予算等

## ～特別支援教育支援員の地方財政措置～

### 特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(幼稚園)

都道府県	活用人数(人)					公立幼稚園設置数(26.5.1)
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
1 北海道	39	46	49	48	53	73
2 青森県	0	0	2	2	0	8
3 岩手県	26	28	39	31	32	56
4 宮城県	67	86	106	76	67	95
5 秋田県	18	11	19	16	22	16
6 山形県	22	20	14	17	16	17
7 福島県	80	67	79	110	116	191
8 茨城県	231	196	262	242	237	168
9 栃木県	2	9	10	11	14	5
10 群馬県	56	61	77	64	80	81
11 埼玉県	46	56	64	67	73	61
12 千葉県	112	123	124	168	157	134
13 東京都	560	557	545	600	635	181
14 神奈川県	74	74	118	126	122	55
15 新潟県	42	34	55	49	40	41
16 富山県	19	14	4	10	12	29
17 石川県	2	1	2	2	2	2
18 福井県	6	11	15	15	33	87
19 山梨県	1	2	5	6	5	4
20 長野県	17	3	10	25	28	12
21 岐阜県	99	72	83	187	137	84
22 静岡県	302	372	390	414	483	260
23 愛知県	106	120	135	144	139	91
24 三重県	132	133	144	178	191	184

都道府県	活用人数(人)					公立幼稚園設置数(26.5.1)
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
25 滋賀県	182	248	190	191	303	159
26 京都府	103	114	112	116	132	65
27 大阪府	487	478	518	552	612	334
28 兵庫県	317	323	347	372	383	445
29 奈良県	222	227	213	198	190	156
30 和歌山県	22	20	29	26	36	60
31 鳥取県	5	3	6	3	1	7
32 島根県	65	51	65	77	82	88
33 岡山県	165	156	165	153	175	293
34 広島県	78	85	77	73	82	95
35 山口県	49	53	62	67	60	56
36 徳島県	82	90	90	83	101	169
37 香川県	120	151	171	159	199	133
38 愛媛県	57	62	68	75	70	72
39 高知県	20	13	13	9	7	24
40 福岡県	35	62	54	154	191	56
41 佐賀県	13	14	15	18	20	11
42 長崎県	25	31	33	36	35	41
43 熊本県	23	22	30	27	26	32
44 大分県	16	25	38	36	43	140
45 宮崎県	1	1	1	2	3	16
46 鹿児島県	8	11	14	19	22	87
47 沖縄県	98	124	145	163	171	240
計	4,252	4,460	4,807	5,217	5,638	4,714

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立幼稚園設置数は、平成26年度学校基本統計による数字である。

# (参考)平成26年度特別支援教育関係予算等

## ～特別支援教育支援員の地方財政措置～

### 特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(小・中学校)

都道府県	活用人数(人)					公立小・中学校 設置数 (26.5.1)
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
1 北海道	1,305	1,520	1,756	1,909	2,053	1,740
2 青森県	280	322	355	390	457	472
3 岩手県	347	366	417	460	503	514
4 宮城県	470	567	627	714	770	611
5 秋田県	483	508	545	606	628	344
6 山形県	296	321	382	375	402	380
7 福島県	399	387	477	555	590	702
8 茨城県	769	793	873	971	1,056	757
9 栃木県	752	724	732	746	735	543
10 群馬県	654	678	728	732	758	491
11 埼玉県	1,460	1,637	1,644	1,734	1,962	1,235
12 千葉県	1,278	1,358	1,494	1,787	1,853	1,202
13 東京都	3,508	3,629	4,088	3,703	3,986	1,919
14 神奈川県	1,929	2,135	2,111	2,376	2,519	1,268
15 新潟県	1,224	1,285	1,302	1,414	1,352	725
16 富山県	383	273	312	298	353	276
17 石川県	255	301	351	396	429	317
18 福井県	290	326	360	365	376	284
19 山梨県	247	240	283	286	319	275
20 長野県	660	685	732	782	835	566
21 岐阜県	871	912	964	1,085	1,064	557
22 静岡県	905	980	1,041	983	1,093	774
23 愛知県	1,324	1,403	1,514	1,719	1,810	1,397
24 三重県	955	979	1,020	1,088	1,066	567

都道府県	活用人数(人)					公立小・中学校 設置数 (26.5.1)
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
25 滋賀県	516	456	482	480	600	328
26 京都府	717	741	811	809	850	573
27 大阪府	2,178	2,178	2,261	2,257	2,550	1,478
28 兵庫県	1,448	1,785	2,127	1,493	1,529	1,125
29 奈良県	456	472	529	500	480	315
30 和歌山県	214	254	271	294	300	397
31 鳥取県	120	139	136	140	147	195
32 島根県	329	324	385	368	409	314
33 岡山県	697	722	722	788	839	572
34 広島県	1,124	1,195	1,237	1,351	1,442	754
35 山口県	547	568	549	628	670	484
36 徳島県	263	312	322	285	251	309
37 香川県	263	304	340	386	427	249
38 愛媛県	495	579	635	698	741	443
39 高知県	210	199	219	233	254	365
40 福岡県	888	964	1,021	1,550	1,434	1,085
41 佐賀県	292	382	329	329	358	265
42 長崎県	391	411	446	467	498	541
43 熊本県	546	643	687	737	768	546
44 大分県	313	353	412	442	478	430
45 宮崎県	248	252	269	279	308	380
46 鹿児島県	354	424	484	568	595	783
47 沖縄県	479	538	589	601	689	418
計	34,132	36,524	39,371	41,157	43,586	30,265

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立小・中学校設置数は、平成26年度学校基本統計による数字である。

# (参考)平成26年度特別支援教育関係予算等

## ～特別支援教育支援員の地方財政措置～

### 特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(高等学校)

都道府県	活用人数(人)					公立 高等学校 設置数 (26. 5. 1)
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
1 北海道	5	3	9	9	10	238
2 青森県	0	0	0	0	0	65
3 岩手県	24	24	28	26	27	68
4 宮城県	0	2	1	3	2	80
5 秋田県	0	0	6	6	6	52
6 山形県	3	4	5	5	10	47
7 福島県	13	10	19	20	21	93
8 茨城県	1	1	1	0	3	97
9 栃木県	0	0	0	0	0	61
10 群馬県	0	0	1	1	2	68
11 埼玉県	0	0	0	6	11	147
12 千葉県	1	0	7	10	11	131
13 東京都	0	0	0	0	0	188
14 神奈川県	24	24	25	31	26	157
15 新潟県	1	0	0	5	5	89
16 富山県	0	0	0	0	0	43
17 石川県	0	0	5	5	5	45
18 福井県	0	0	3	3	1	32
19 山梨県	0	0	0	0	0	33
20 長野県	0	0	0	0	0	87
21 岐阜県	0	0	0	0	0	66
22 静岡県	0	0	0	0	6	97
23 愛知県	0	0	1	3	0	163
24 三重県	0	0	0	0	2	58

都道府県	活用人数(人)					公立 高等学校 設置数 (26. 5. 1)
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
25 滋賀県	9	8	8	10	0	49
26 京都府	27	29	32	28	23	63
27 大阪府	177	187	206	186	158	161
28 兵庫県	2	6	6	3	13	160
29 奈良県	5	4	10	10	8	37
30 和歌山県	0	3	5	9	10	42
31 鳥取県	0	0	1	1	1	24
32 島根県	0	0	1	1	4	38
33 岡山県	0	1	4	10	13	65
34 広島県	24	24	25	27	22	91
35 山口県	0	3	3	18	19	61
36 徳島県	2	2	2	2	3	35
37 香川県	0	2	1	1	0	32
38 愛媛県	0	0	0	8	11	53
39 高知県	3	6	6	3	1	37
40 福岡県	1	1	0	0	0	106
41 佐賀県	1	2	3	4	4	36
42 長崎県	0	0	0	3	3	57
43 熊本県	0	0	0	0	5	57
44 大分県	0	0	0	0	0	48
45 宮崎県	18	16	10	8	7	38
46 鹿児島県	0	0	4	4	4	73
47 沖縄県	0	5	5	14	25	60
計	341	367	443	483	482	3,628

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立高等学校設置数は、平成26年度学校基本統計による数字である。